

Q4 被保険者の相続人が申請をする場合は、どのような書類の添付が必要ですか？

Q4 被保険者が亡くなられた後に給付が生じた場合、相続人が給付費受領申立書により、その給付を受け取ることができます。この場合、

① その相続人の本人確認書類（官公庁から発行された顔写真付きの本人確認書類（パスポート、マイナンバーカードなど）、運転免許証）

と

② 次のいずれかの書類を添付ください（写し可）。

ア 申請者（相続人）が、亡くなられた被保険者と住民票上別世帯であった場合

・ 戸籍謄本（全部事項証明書）・抄本等、または認証文付き法定相続情報一覧図

※ なお、申請者（相続人）が、亡くなられた被保険者と住民票上同一世帯であった場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）・抄本等の添付書類は不要です

イ 申請者が、遺言等で相続人に指定された場合

・ 遺言状、または公正証書

ウ 申請者が、家庭裁判所により、遺言執行人や相続財産管理人に選定された場合

・ 裁判所の審判書謄本、または調停調書謄本